

○名張市医療費の助成に関する条例施行規則

平成13年 8月23日規則第22号

改正

平成14年 3月25日規則第15号

平成14年 8月22日規則第44号

平成15年 3月28日規則第11号

平成15年 3月31日規則第23号

平成15年 7月 4日規則第35号

平成17年 6月 1日規則第24号

平成18年 3月28日規則第 8号

平成18年 6月27日規則第32号

平成19年 7月31日規則第50号

平成20年 3月28日規則第12号

平成20年 8月29日規則第42号

平成24年 3月31日規則第20号

平成24年 7月30日規則第31号

平成25年 4月 1日規則第17号

平成26年 3月31日規則第10号

平成27年 2月 3日規則第 3号

平成28年 4月 1日規則第32号

平成28年 7月29日規則第41号

平成28年12月14日規則第49号

名張市医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市医療費の助成に関する条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第6号の規定による社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得の制限）

第3条 条例第3条第4号に規定する所得の制限を超えない者とは、次の各号の場合に該当しない者とする。

- (1) 1人親家庭等の母、1人親家庭等の父又は1人親家庭等の児童にあっては、その者の前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額以上であるとき。
- (2) 1人親家庭等の母又は1人親家庭等の父の配偶者、父母のいない18歳未満児を現に扶養している者及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその1人親家庭等の生計を維持する者にあつては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。
- (3) 心身障害者本人にあつては、前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額以上であるとき。
- (4) 心身障害者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその心身障害者の生計を維持する者にあつては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。
- (5) 子どもにあつては、保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定により定める額以上であるとき。

2 前項各号の所得の範囲及びその算定方法は、前項第1号及び第2号については児童扶養手当法施行令、前項第3号及び第4号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、第5号については児童手当法施行令の規定による。

（受給資格の認定及び更新）

第4条 条例第4条第1項の規定による受給資格の認定又は同条第2項の更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書・変更届・喪失届（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者

に名張市福祉医療費受給資格証（様式第2号。以下単に「受給資格証」という。）を交付するものとする。

（受給資格証の有効期間等）

第5条 受給資格証の有効期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに対象者の要件に該当した場合の受給資格証の有効期間の始期は、対象者の要件に該当した日（以下「要件該当日」という。）から1月以内に認定したときは要件該当日（心身障害者については要件該当日の属する月の初日）、要件該当日から1月を超えて認定したときは認定した日の属する月の初日とする。

3 前項の場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、要件該当日から1月を超えて認定した場合に要件該当日を受給資格証の有効期間の始期とすることができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、対象者の要件に該当しなくなった場合の受給資格証の有効期間の終期は、対象者の要件に該当しなくなった日とする。

（受給資格証の更新及び返還）

第6条 市長は、対象者の受給資格証の有効期間が満了する場合において、対象者が引き続き助成を受けることが適当であると認めるときは、申請によらず受給資格証の更新をすることができる。

2 市長は、前項の場合において、更新をすることが適当でないとき又は対象者の要件に該当しなくなったと認めるときは、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書（様式第3号）を、対象者に送付する。

3 対象者又は保護者等は、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書が送付されたときは、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

第7条 削除

（受給資格証の再交付申請）

第8条 受給資格者又は保護者等は、受給資格証を破損、汚損し、又は亡失したときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書（様式第4号）に破損し、又は汚損した受給資格証を添えて、市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者又は保護者等は、受給資格証の再交付を受けた後、亡失した受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（助成の申請）

第9条 条例第8条第1項による医療費等の助成申請は、福祉医療費助成申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 受給資格証
- (2) 医療機関等の発行する医療費証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が医療費等に係る内容を記載した福祉医療費領収証明書(様式第5号。以下「領収証明書」という。)又は領収証明一覧表(様式第6号。以下「一覧表」という。)を市長に対し提出した場合(当該保険医療機関が、領収証明書又は一覧表を市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に対し提出した場合を含む。)は、対象者から申請があったものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)による医療の給付を受ける者にあつては、市長が適当と認める高確法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票を、母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の規定による養育医療の給付を受ける者にあつては、同法第21条の4第1項の規定による徴収額がわかる書類を確認することにより申請があったものとみなす。
(証明書料)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める額は、申請書又は領収証明書1枚(以下「1枚」という。)につき200円を限度とし、現に要した額とする。ただし、医療機関等が領収証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円(一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度として200円)を医療機関に交付することにより対象者に対する助成に代えるものとする。

(助成の決定及び決定通知)

第11条 条例第9条の規定による助成額の決定の通知は、医療費助成金交付決定通知書(様式第7号)により行うものとする。ただし、却下の決定をしたときは、医療費助成申請却下決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第9条に規定する助成は、受給資格者又は保護者等に行うものとする。ただし、受給資格者又は保護者等が保険医療機関に当該福祉医療費の交付を委任し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該保険医療機関に対し、助成を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、第9条第3項に該当するものとして同項の規定により申請があったとみなされる場合(養育医療の給付に係る場合に限る。)で、名張市未熟児養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)第11条の規定による委任があったときは、当該委任に基づき条例第9条の助成を行うものとする。

(届出事項等)

第12条 条例第10条による届出事項は、氏名、住所、個人番号、加入医療保険、所得及び市長が認める事項とし、これらの事項の変更に係る届出は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書・変更届・喪失届（様式第1号）によって行うものとする。

2 受給資格を失ったときの届出は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書・変更届・喪失届（様式第1号）によって行うものとする。ただし、資格喪失の事由が死亡のときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者又は届出資格者が行うものとする。

3 前2項の届出には、受給資格証を添えなければならない。ただし、受給資格証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給資格証に代えることができる。

第13条 条例第10条に規定する助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による被害届（様式第9号）によってしなければならない。

(その他)

第14条 この規則で定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。

(名張市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 名張市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第11号）

(2) 名張市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）

(3) 名張市母子医療費助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第32号）

(4) 名張市老人医療費助成に関する条例施行規則（昭和54年規則第17号）

(経過措置)

3 この規則の施行日前に行われた診療に係る医療費等の助成については、前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の規定による。

4 平成18年4月1日から平成18年8月31日までの診療にかかる医療費の助成については、第3条第1項第5号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第155号）による改正前の児童手当法施行令」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年3月25日規則第15号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成14年8月22日規則第44号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日までに行われた診療に係る医療費等の助成についてはなお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第23号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月4日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の名張市医療費の助成に関する条例施行規則に規定する「68歳・69歳老人」の対象となった者が、平成17年8月31日までに受けた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月1日規則第24号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第32号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 改正前の第4条第2項の規定により交付された医療費受給資格証は、当該資格証の有効期限が

満了する日までの間は、改正後の第4条第2項の規定により交付された名張市福祉医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成20年3月28日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年3月31日以前に対象者のうち老人保健法による医療の給付を受けた者にあつては、改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、市長が適当と認める国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金の作成する帳票により申請があつたものとみなす。

附 則（平成20年8月29日規則第42号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第5号（「乳幼児」を「子ども」に改める部分に限る。）、様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第9号の改正規定は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年7月30日規則第31号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年2月3日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第32号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月29日規則第41号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項第2号の改正規定 平成28年8月1日

(2) 第4条第3項を削る改正規定及び第9条第1項の改正規定 平成28年9月1日

附 則 (平成28年12月14日規則第49号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

様式第1号 (第4条、第12条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (その1) (第9条関係)

様式第6号 (その2) (第9条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第13条関係)